

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-1 地球環境 の保全	ゼロカーボンシ ティの実現に向け た取組	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		環境基本計画実行計画で掲げた目標を達成する	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画の実効性を高めるため平成13年度に策定した環境基本計画実行計画（環境基本計画の施策の方向性に基づいて事務事業を位置づけている。平成24年度改訂。）について、行政評価と関連付けながら進行管理を行うとともに、その内容を広く市民に公表する。□ 第四次総合計画と整合性を図りつつ、第二次環境基本計画の策定に向け検討を開始する。□ ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み等について環境基本計画に盛り込めるよう、検討を開始する。
				<ul style="list-style-type: none"> 市自らが自主的に温室効果ガスの排出を抑制し、環境への負荷を最小限にする取り組みを推進する。また、廃棄物焼却事業が温室効果ガス削減に大きく影響するため、ごみ削減を含め、環境にやさしい行動を市民・事業者に啓発する。□ 公共施設を活用して再生可能エネルギーの普及を図る。□ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された、地方公共団体の地球温暖化対策実行計画である「あびこエコ・プロジェクト」に基づき、温室効果ガス排出量の削減を推進する。□ 「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」と連携し、自然エネルギーの推進について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> あびこエコ・プロジェクトは、「環境保全のための率先行動計画」と、市の事務事業が環境に与える負荷を減少させ、地球温暖化対策を推進するための「地球温暖化対策実行計画」、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及の3つの役割を併せた計画。□ 公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市民との協働の場である「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」に参画し、自然エネルギーの普及拡大を推進する。□ 令和3年度は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る「実行計画策定マニュアル」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に沿ったエコプロ5を推進するとともに、令和2年度についての報告書を作成・公表する。
				再生可能エネルギーの有効利用と地球環境への負荷の軽減を図る	千葉県住宅用省エネルギー設備等促進事業補助金を活用し、家庭における地球温暖化対策の推進のため、家庭用蓄電池、太陽光発電システムなどの省エネルギー設備等の導入経費に対して補助金を交付する。それぞれ1件あたり燃料電池5万円、蓄電池10万円、太陽熱利用システム5万円、断熱窓8万円限度（補助対象経費の4分の1）、太陽光発電9万円限度（システム1kWあたり2万円）の設置費を補助する。□ 太陽光発電システムに関しては、市内業者と契約した場合には1万円の上乗せ補助をする。□
	地球環境負荷低減 への取組（1/3 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		新廃棄物処理施設の建設にあたり、既存施設の適正な維持管理を行いながら、我孫子市単独の事業として環境負荷に配慮した整備を行っていく。	既存の廃棄物施設の老朽化のため、令和5年度からの稼働に向けて、新廃棄物処理施設を建設する。□ 令和3年度は、昨年度に引き続き新廃棄物処理施設の建設及び建設に伴う環境影響評価事後調査を実施するほか、適正に設計・建設が進められているかを確認するためのモニタリング業務を行う。
				市民、事業者、市が一体となつてごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進することにより、資源循環型社会の構築を図る。特に事業系の3R「リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）を進める。	ごみの減量やリサイクル活動などを積極的に実施、又は、予定の事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」と認定。市は、事業所の取り組みをホームページや広報等により市民へ紹介。事業所に認定プレートを貸与、店頭に掲示し消費者に周知する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-1 地球環境 の保全	地球環境負荷低減 への取組（2/3 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		ごみの減量及び資源化を推進するため、3R「リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）」や環境行政に関する適切な情報提供を行うことにより、市民や事業所の意識向上を図ることで事業への積極的な取り組みが期待できる。	市民、事業者に対し様々な機会を利用し、ごみの減量化に向け3R「リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）」の推進等の啓発活動を行う。□ □ ・出前講座での啓発□ ・ホームページ、広報での啓発□ ・わかりやすいホームページを作成□ ・ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度の運用【ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度事業を統合する。】
				資源循環型社会に向けたリサイクルを推進し、資源の有効活用と焼却量の削減を図る。	・資源の回収・処理・売却□ □ ・小型家電の拠点回収引渡し
				資源循環型社会の構築に向け、生ごみのリサイクルを推進し可燃ごみの減量化を図るため、補助制度を推進する。	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・ボカシ容器を購入した市民に補助金を交付する。□ ・機械式生ごみ処理機、コンポスト容器、ボカシ容器 いずれも1人1基（1年度）□ ・本体価格の三分の二・限度額5,000円□ 補助金の申請手続き□ ①本体価格がわかる領収書(消費税を除く)②機械式は購入した品物の保証書の写し)□ ③補助金の振込先(預金通帳等)④印鑑を用意しクリーンセンター又は市役所市民課・各支所で。ただし指定販売店で購入した場合は、当該販売店で申請手続きが可能。
				焼却施設から発生する焼却灰を最終処分場に埋立処分することなく、資源としてリサイクルすることで資源循環型社会を実現する。□ しかし、現在は、放射能対策のため埋立処分をしており、焼却灰のうち一部のみのリサイクルとしていく。	・焼却施設に保管している主灰と飛灰を委託で中間処理し、路盤材としてリサイクルする。□ ・これまで混合灰として搬出していた焼却灰を飛灰と主灰に分離することで、埋立処分が可能となったため、リサイクルに併せて埋立処分を実施していく。□ ・放射能対策として、リスク分散のため複数の処分場と契約し処理委託する。□ ・複数の処分場へ処理委託するため、複数の所在市に埋立処分量に相当する環境協力負担金を納める。□
				福島第一原発事故の影響による、搬入ごみや焼却灰の放射線対策を行い適正な作業や処理を行う。	・回収したごみに含まれている放射線量の測定分析を行い、焼却灰の放射線を高濃度にすると考えられる枝木や刈草等の放射線量を把握し焼却量を調整することで、埋立等の国の基準値である8,000ベクレル/kgまた、受け入れている事業者の基準である1,000ベクレル/kg以下を下回る焼却灰を処理する。□ ・保管中のチップ等の放射能濃度を測定し、濃度の低いものについて焼却処理し埋立処分を実施する。
				公園の樹木・街路樹・学校などの公共施設や、一般家庭・事業所から出される剪定枝木等をチップ化し、福島第一原発事故による影響で利活用が図れなくなったチップを一時保管するとともに、放射性物質濃度に配慮しながら焼却するが、それでも保管しきれないチップを最終処分するものです。	・公園の樹木・街路樹・学校などの公共施設や、一般家庭・事業所から出される剪定枝木等をチップ化し、福島第一原発事故による影響で利活用が図れなくなったチップを保管する。□ ・自走式破砕機を大きなものに交換し、分別回収した草や落葉を破砕しチップ化したものを保管する。□ ・枝木チップが農地などで利活用出来なくなったため、チップストックヤードが満杯になったことから最終処分を委託する。□ ・福島第一原発事故により由来する放射性物質の影響により、通常の処理ができなくなった剪定枝木や雑草・落ち葉等の中間処理と3,500トンの処分委託をする。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-1 地球環境 の保全	地球環境負荷低減 への取組（3/3 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市民の良好な生活環境を確保するため、安定した 収集体制を確立し提供する。	・市内を2収集地区に分け、家庭ごみは週2回（月木・火金）を迅速かつ適正に遂行できる業者に 委託し実施する。□ ・地域の町内公園清掃、ボランティアの清掃により排出されたごみを回収。□ ・粗大ごみは電話による申込を受け、毎週月曜日～金曜日に戸別収集。（祝祭日含む）業者に委託 し実施する。□ ・公共施設の給食残渣を回収する。□ ・適正な集積所を確保するとともに、新設及び変更について指導・審査を行う。集積所の土地につ いて寄附を受ける。【ごみ集積所の設置事業を統合】□ ・集積所に排出された物に起因する問題への対応。資源回収登録団体への配達を含む用具の貸与。 クリーンカレンダー及び分け方出し方の作成及び周知。資源管理用具管理業務を委託する団体への 説明。【排出指導対策事業を統合】
				生活上必要なごみ集積所を適正に設置すること で、市民の良好な生活環境を確保する。	・事業者が開発行為や建築行為で戸建や集合住宅を計画する場合、集積所について協議し、トラブ ルの未然防止を図る。必要な場合はごみ集積所を設置するよう指導する。□ ①下協議→②事前協議申請（可否決定）→③集積所立会い検査→④設置申請受理→⑤可燃ごみ・ 資源収集開始依頼。□ ・必要に応じ寄附の受理
				焼却施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設（資 源価値向上施設を含む）の定期補修を計画的に行 なうことにより、廃棄物の適正処理を行なう。	・焼却施設、粗大ごみ処理施設（資源価値向上施設を含む）、終末処理施設を施設整備基本方針に 基づき、廃棄物の処理に支障をきたすことがないように、維持管理を行う。□ また、施設運転維持管理については業務委託で実施している。□
				粗大ごみ処理施設から発生する不燃物及び汚泥を 最終処分場に埋立処分するもの。	市では、最終処分場がないため北茨城市にある最終処分場に不燃物及び汚泥の埋立を委託してい る。□
				ごみ集積所で発生する諸問題に的確に対応し、市 民、事業者、市が一体となってごみの減量を図る と共に3Rの意識を高める。	・ごみ集積所に排出された物が起因する問題の対応。 □ ・自治会等に資源回収用具の配布。□ ・行政機関へカレンダー等の設置。□ ・クリーンカレンダー及び分け方出し方の作成。□ ・資源回収用具管理業務委託に関する説明会。
				清掃手数料（ごみ手数料、粗大ごみ手数料、し尿 手数料）の滞納を減少させ、徴収率100%をめ ざす。	ごみ手数料、粗大ごみ手数料の徴収率は100%であるが、し尿手数料については、依然滞納者が 絶えない。自主納付者に対しては、口座振替徴収に切り替える。滞納者については、督促状を送付 しているが、汲み取りの停止も検討する。
水環境の保全（1 /3ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		広く市民が手賀沼の水質浄化対策に取り組めるよ うにする。 手賀沼湖畔（我孫子市側）等の空間線量を測定 し、放射性物質による手賀沼及び周辺環境への影 響を把握するとともに、ホームページに掲載し情 報提供する。	千葉県による手賀沼水質調査で測定したCOD平均値を、市内の掲示板に3ヶ月に1回更新すると ともに、手賀沼に関するイベントなどの情報を提供する。併せて、水質情報を広報に掲載して市民 に公表する。また、2種類のパンフレットを隔年ごとに約2500部ずつ作成。更新ごとに見直し を行い最新情報の掲載と内容の充実を図っている。各種イベントや船上学習などで配布するほか、 手賀沼に関するホームページで提供し、水質浄化啓発を図っている。また、環境省において実施し ている手賀沼及び流入河川の放射性物質モニタリングと同時期に手賀沼湖畔（我孫子市側）14地 点における空間線量を測定する。	
			市と市民が協働で手賀沼の浄化・再生を進める。	・手賀沼清掃、手賀沼写真コンクールの開催、てがぬまカレンダー作成、稚魚放流の実施などより 多くの市民に手賀沼との関わりを持ってもらうような事業を展開する。□ ・構成団体：手賀沼漁業協同組合、我孫子手賀沼漁業協同組合、手賀沼貸舟業協同組合、我孫子市 廃棄物処理協業組合、NPO法人アルバトロスヨットクラブ、我孫子市	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-2 自然環境 の保全	水環境の保全（2 ／3ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		手賀沼に直接流入する汚濁物質を削減する。	・根戸幹線排水路流末に設置された移設式沈殿槽のスクリーン清掃及び適正な維持管理口 ・老朽化した移設式沈殿槽の改修の検討（沈殿槽のあり方、財源確保の方法等）
				手賀沼の水質浄化を進める一方、周辺の清掃を通して手賀沼に親しみ、手賀沼を大切にしたい気持ちを育むことにより、水環境保全啓発を推進する。	市及び市民団体（我孫子野鳥を守る会、我孫子青年会議所、美手連、ボーイスカウト等）で構成される実行委員会により実施方法等を検討し、清掃場所等の事前協議を行う。手賀沼浄化啓発推進のため、市広報紙でより多くの一般参加者を募集し、毎年12月第1日曜日に清掃作業を実施する。
				手賀沼に直接流入する汚濁物質を防止するため、手賀沼に直接流入する排水路を含む市内主要排水路の水質及び底質を監視する。	・手賀沼(2箇所)年1回、主要排水路(8箇所)年6回の水質調査を実施する。□ ・生活排水対策推進計画に基づき、水環境の状況を踏まえた施策を総合的、計画的に展開し、生活排水対策を推進していく。
				・千葉県、流域市、利水団体、市民団体の間の連携強化により、手賀沼の総合的な水質浄化や生態系の再生を進める。□ ・第8期湖沼水質保全計画を着実に推進する。	・水質浄化に必要な資料の収集及び調査研究□ ・汚濁防止対策など環境保全活動の推進□ ・国など関係機関に関する陳情及び請願□ ・広域的な水環境保全啓発活動
				・水質浄化活動及び外来生物対策を展開するため、県、流域市と市民団体が連携を強化する。	・手賀沼浄化と生態系の保全、流域の環境保全を進めることを目的に毎年開催。行政、市民団体、研究機関が実行委員会を作り企画・準備にあたっている。流域各地で体験学習などを中心に行っており、その地域での発見や情報を共有し、生物多様性について学ぶ場として、年1回全体会（講演会やシンポジウムなど）を実施している。
				市民の環境保全活動を支援する環境ボランティアリーダーとしての環境レンジャーを育成し、その活動を支援する。	我孫子市が認定した環境ボランティアリーダーである「環境レンジャー」の支援と育成を行う。□ 主な内容は、市民対象の自然観察会や環境に対する啓発を目的とする広報紙の発行、また、市内で開催されるイベントへの出展（活動紹介）である。
				手賀沼の水質浄化や水環境の保全に関する意識啓発を図るため、市民に手賀沼や環境について学ぶ機会を提供する。	・手賀沼親水広場や水の館を活用し環境レンジャー等との連携による環境学習を実施する。□ ・手賀沼親水広場・水の館を活用した環境学習の充実を図る。
				我孫子市の環境の状況、環境保全に関する施策の実施状況を広く市民に知ってもらおう。	・市環境条例第7条に基づき、我孫子市の環境の状況、環境保全に関する施策の実施状況を前年度の事業報告として取りまとめ公表する。□ 内容は次のとおり。□ 1 市の概要と組織・2 手賀沼の水質浄化対策・3 水環境の保全・4 地球温暖化対策・5 谷津ミュージアムづくり推進事業・6 自然生物の保全・7 環境学習の推進・8 大気汚染・9 水質汚濁・10 土壌汚染・11 地盤沈下・12 騒音・振動・13 悪臭・14 化学物質・15 公害苦情・16 放射能対策□
市民が手賀沼の汚濁の現状や生態系の再生状況などを知ることを通して、市民自らの浄化活動を促進する。	小学校や市民団体等からの申し込みにより、船上から、手賀沼の歴史、汚濁の原因、汚濁の推移等について説明するとともに、動植物などの状況を観察する。（所要時間約60分）				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
	水環境の保全（3 ／3ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		・良好な水環境が保たれるよう古利根沼の水質汚濁を防止する。	・古利根沼に流入している我湖排水路に設置した礫間浄化施設による水質浄化並びに施設の維持管理を実施する。また、下水道未整備地域からの生活排水について、中峠排水路浄化施設による水質浄化及び施設の維持管理を実施する。□ ・古利根沼の中心に我孫子市と取手市の境があるため、それぞれの市で中央部及び上流部の水質調査を月1回実施し、水質情報の交換を行う。また、異常水質発生時の対策として監視を行う。□ ・中峠排水路浄化施設のあり方の検討。平成28年度に中峠台地区の下水道整備が完了したにも関わらず、排水路から高負荷の流入が継続している原因を調査し、同施設の今後のあり方について検討する。
				生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併浄化槽を設置するものに対し、予算の範囲において補助金を交付する。	下水道供用開始区域及び地域し尿処理場で処理する区域以外の区域であって、手賀沼及び利根川に生活排水が排出される地域において、高度処理型合併浄化槽を設置する場合に補助を行なう。平成16年度から、高度処理型合併浄化槽（合併浄化槽で、放流水1㍓あたりの総窒素濃度の日間平均値が20mg以下又は総磷濃度の日間平均平均値が1mg以下の機能を有するものをいう）のみを補助対象とする。また、単独浄化槽（し尿のみを処理するもの）から高度処理型合併浄化槽に転換する場合は、18万円を限度に補助を行なう。□ 令和元年度からは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換時の配管費用30万円を限度に補助を行う。
				手賀沼とともに、我孫子市の特徴的な自然環境を構成する利根川の自然環境の保全を図る。	河川愛護運動に伴い、市民、市役所職員、我孫子建設業会の協力を得て田中調節池から布佐に至る利根川堤防敷の清掃を実施する。
6-2 自然環境 の保全	緑地の保全（1／ 2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		公園緑地施策の基本となっている緑の基本計画の進行管理を行い、公園緑地政策の方向性を確認、検証する。	緑の基本計画の基本方針や施策方針にそって、関連施策が展開されているかどうか、また、緑の将来像や目標に対して適切に実績が積み上げられているかなど、現状を確認、検証し必要に応じて対応を検討する。また、市の基本計画や都市計画マスタープラン、「整備開発、及び保全の方針等」との整合を図ることが法的に規定されていることから、これらの関連計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行う。
				市民が自然とふれあい親しみながら自然観察や自然体験活動など風致を享受する場を創出するため、市民の森をボランティアと共に整備・維持管理を行う。	3箇所（岡発戸、中里、布佐）ある市民の森について、市民が利用しやすいよう、園路周辺の草刈り、枯木の伐採、竹林の間伐等適切な維持管理を行う。また、中里及び岡発戸市民の森では、緑のボランティアによる草刈り等の管理を行っていることから、布佐での実施を検討する。
				緑の質の向上を図るとともに緑に関心を持つ市民を増やしていく。	公園や市民の森といった公共緑地の草刈、枯木の伐採、植栽などの維持管理を市民の自主的な参加により行うことで、緑の質の向上を図るとともに、緑の保全に関心を持つ市民を増やしていく。市としては、活動場所の確保や資機材の提供、貸し出し等の支援を行う。□ また、新たな人材の確保、活動場所や活動内容の多様化に対応するため、緑の講習会と連携する。
				古利根沼周辺の良好な自然環境を保全するとともに、市民が古利根沼にふれあい憩うことができる場とすると共に環境学習などの場としても市民が利用できるように整備・維持管理をする。	「古利根沼周辺保全基本計画」に基づき、自然環境の保全と復元に取り組む。また、市民が散策や自然観察、環境学習の場などとして活用できるよう整備する。自然観察の森における樹木管理や水辺周辺の草刈等の維持管理については、主としてみどりのボランティアの活動として実施する。□ また、豊かな自然環境の景観美化を啓発する観点から、毎年市が主催し、行政と市民参加による水辺清掃を実施する。
				市民の森を設置することにより、自然環境の保全を図るとともに、市民が自然と親しみながら森を育てる体験・実践の場、また、憩いの場として整備・維持管理する。	岡発戸市民の森、中里市民の森、布佐市民の森について、それぞれの整備計画に基づいて、自然環境の保全・活用と併せて、市民が利用しやすいよう整備する。□

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-2 自然環境 の保全	緑地の保全（2/ 2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		手賀沼沿いの斜面林を公園や緑地として保全することにより、手賀沼の原風景を確保するとともに市民にやすらぎや憩いの場を提供する。	「手賀沼沿い斜面林保全条例」に基づき、地権者の理解と協力を得ながら指定の拡充を図る。管理費の助成など指定緑地の所有者に対する支援を行なうとともに取得した緑地における適切な維持管理を図る。
				良好な自然環境を有する緑地や樹木を保全することで、市民が健康で文化的な日常生活を営めるよう環境の整備を図る。	市内に点在する良好な自然環境を有する緑地や樹木を保全するため、所有者の同意のもと、緑地及び樹木を保存緑地・保存樹木として指定し、管理費助成と、倒木等による近隣への被害時などにおける所有者の負担軽減のため、市において損害賠償責任保険に加入している。
				良好な自然環境を保全し、緑と市民生活の調和を図るため、公園の整備や緑地の確保を行う財源に充てる。	良好な自然環境を保全し、緑化の推進や貴重な緑地を確保することを目的に、昭和60年4月に設立された。これまで市の出資金と市民、団体、企業など多くの方々の寄付により積み立てが行われている。また、一部を取り崩し、手賀沼沿い斜面林や古利根沼周辺緑地などの用地取得費に運用もしている。
				緑豊かなまちづくりを推進するため、民有地の緑を確保するとともに、公共公益施設の敷地内の緑化を積極的に市民参加していけるよう啓発を行い、緑化の推進を進める。	地区緑化を進める上で先導的な役割が期待される公共公益施設における植栽や花壇づくりなどを市民参加により行っている。市は、樹木や花の苗木、種子、プランターなどを提供する。更に、民有地の緑化を推進するため、ガーデニングなどの緑の講習会を開催し、知識や技術を習得してもらい緑化を推進していく。□ また、一定規模以上の開発行為や建築行為を行う際に緑地を創出してもらうことで、暮らしの中の緑化を推進していく。
				生産緑地の買取申出にあたって当該土地の買取による有効な活用の可能性を検討・照会する。	生産緑地法第10条にもとづく買取申出の受付から公園緑地としての買い取り検討、公共施設等用地としての庁内外での買取希望に関する照会、農業者への斡旋までを行う。□
生態系の保全		1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市内に生育・生息する外来生物を防除する。	市内で生息が確認されているアライグマ・ウシガエルなどについて、防除を行う。□ □ □
				ホタル・アカガエルの里や多自然型護岸の維持管理をはじめ、谷津の自然の重要な構成要素である田んぼづくりなどを市と市民、農業者との協働事業で展開する。また、谷津の自然環境を保全・創造し、次世代に継承する。	・市と市民との共同で設置した谷津ミュージアムの会が谷津の自然を楽しむ自然観察会などの自主事業を実施する。また、ホタル・アカガエルの里や多自然型護岸の維持管理をはじめ、雑木林・湿地・水辺づくりや田んぼづくりなどを実施する。□ ・会員は、随時、ミュージアム通信や市の広報などにより募集する。□ ・谷津の自然について学んでもらう市主催の谷津学校の卒業生には谷津ミュージアムの会員へ誘引し、会員として谷津ミュージアムの維持管理に携わってもらう。
				昔ながらの農村環境の復元に向けて、専門家会議を開催し、谷津に適した維持管理手法を学ぶ。また、谷津田での水田づくり支援により、耕作放棄地の発生を予防し、谷津の重要な要素である水田環境を維持・保全する。	・谷津ミュージアムの維持管理手法や整備手法などについて、助言をもらうために各分野の専門家で開催する「谷津ミュージアム事業推進専門家会議」を開催する。□ ・谷津ミュージアム区域内で耕作または適正な水田管理をしている地権者からの申請により、「谷津ミュージアム区域内谷津田保全支援補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する。（ちばエコ準抛の耕作をしている水田にあっては1㎡につき年額30円、それ以外の耕作をしている水田にあっては1㎡につき年額20円、耕作はしないが草刈等の適正な管理が行なわれている水田にあっては、1㎡につき年額10円）□ ・自然観察指導員、谷津ミュージアムの会の会員や谷津学校生を中心に、ホタル・アカガエルの里や多自然型護岸整備モデル地区等で、雑木林・湿地・水辺づくりや草刈りなどの維持管理作業を進め、生物の生息環境の保全回復を図る。□ ・谷津ミュージアム事業構想に基づき、谷津の自然の多様な生態系や自然的景観の保全を図るため、土地利用の使用貸借契約又は協定を地権者と締結していく。□ ・谷津ミュージアム区域内の歩行者の安全を考慮し、市道の付け替えについても調整を図る。□ ・谷津ミュージアム内で活動するボランティア育成のため、谷津学校を開催する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-3 生活環境 の保全	生活環境の保全 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		光化学スモッグ注意報等の発令時（4月～10月）、微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起時（通年）に、速やかに市民への周知を行うことにより健康被害を未然に防止する。	○「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づき、大気汚染の状況が悪化して光化学スモッグ注意報等の発令時に、防災行政無線、公共施設等へ一斉FAX、メール配信サービス、公共施設で発令板の設置等を通して速やかに市民への周知を行う。□ ○微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起の情報提供が行われた時は上記に準じた対応を行う。□ ○広報に「光化学スモッグ注意報」「微小粒子状物質(PM2.5)」について定期的に情報を掲載し、広く市民に事前周知を行う。
				地下水汚染の状況を調査・監視することで、地下水汚染による健康被害を防止する。	地下水汚染の確認されている市内7地区の井戸と事業所を対象に、トリクロロエチレン（有機溶剤）等による汚染物質に対して定期的に水質調査を実施する。事業所については併せて六価クロム等の汚染物質の調査を実施する。□ これらの調査により、地下水汚染の現状の把握、拡大を未然に防止するとともに、井戸所有者に適切な地下水利用の周知を図り適切に監視を行う。
				羽田空港の再拡張事業に伴う航空機騒音の当市への影響を検討し、千葉県及び関係25市町と連携して、国土交通省に必要な対策を依頼していく。	羽田空港の再拡張に伴い、千葉県及び関係25市町からなる「羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会」を結成し、国土交通省と交渉し、県内の航空機騒音・電波障害の被害の低減に努めている。□ その結果、国交省と千葉県・関係市町村の間で騒音防止・落下物対策等の協定書を締結し一定の成果を得ることが出来た。□ 平成22年10月に運用が開始された後、実際の飛行経路が風向・時間帯等で当初の経路と異なっている場合があることが判明し、今後も引き続き連絡協議会を通じて国交省と交渉を継続する。□ 平成26年3月の国際線3万回増枠により、一層の騒音負担が強いられることが想定されるため、国交大臣あてに騒音低減に関する緊急要望を行い、更なる騒音軽減策を実施するよう求めている。
				市内で開発行為や建築行為等を行う事業者に対し、公害関係法令・条例を遵守するよう事前に指導を行うことにより、公害の発生を未然に防止する。	○「我孫子市開発行為に関する条例」第4条・第21条に基づき、市内で開発行為や建築行為を行う事業者に対して、公害関係法令・条例を遵守するよう必要な指導を行う。□ ○市と公害防止協定を結んでいる事業所に、協定書の内容を遵守し、適切な公害防止対策を実施するよう指導する。
				市内各所で環境騒音の現状把握を行い、騒音対策の資料とする。	市内各所で1地点あたり24時間の騒音測定を実施。その結果を環境基本法で定める騒音の環境基準と照らし合わせ、現状の把握と今後の騒音対策の資料とする。□ なお、19年度まで市職員が直接測定していたが、20年度より業務を委託している。理由は①データの解析等、専門性が要求される。そのため調査が進展しない。②今後予定している「道路に面した地域」は新たに機材が必要になる。□ 年間5地点を調査し、35地点の調査を、7年間のローリングで行なう。なお、当手法による調査は平成24年度で完了。□ 平成25年度からは年間5地点の調査を行い、5年間で市内5地区（我孫子、天王台、湖北、新木、布佐）を一巡する。
				千葉県環境保全条例の地下水の採取規制に係る事務を適正に執行することにより地盤沈下を防止する。	○井戸所有者に対し、千葉県環境保全条例に基づき揚水量調査事務等を行う。□ ・報告義務対象井戸＝吐出口の断面積が19㎡以上のもの□ ○許可揚水井戸の許可の更新事務□ ○規制対象外の井戸の設置に関する指導（事前立会）を行う。□ ・モーターの定格出力が最大3.7kw以下、且つ吐出口の断面積が6cm ² 以下のもの
				騒音規制法・振動規制法・市環境条例に基づき、特定施設・特定建設作業への規制を行い、生活環境の保全を図る。	○騒音規制法・振動規制法・市環境条例に基づく届出（含悪臭施設）の受理・審査・指導□ ○届出のうち、苦情があり、現地調査、測定、改善指導を実施□ ○法施行状況調査の実施

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-3 生活環境 の保全	生活環境の保全 (2/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		自動車排出ガス等に含まれる窒素酸化物による大気環境への影響を調査する。また、大気汚染防止推進月間（冬季）などを通して大気汚染防止の啓発普及に取り組む。	○大気環境調査□ 大気汚染物質がよどみやすい気象条件が多くなる冬季に、市内全域を約1kmの格子に区切った交点34地点と市が特定する6地点において、P T I O法により大気環境中の一酸化窒素、二酸化窒素及び窒素酸化物の各濃度を調査し、汚染状況を監視する。□ ○大気汚染防止の普及啓発□ 国では12月を「大気汚染防止推進月間」、千葉県では11月～1月を「大気汚染防止のための冬期対策期間」と位置づけており、これらと連動して身近に取り組める大気汚染防止の実践を呼びかける。
				汚染機構の解明等の調査を行い、地下水中の有機溶剤等の汚染物質除去のための対策を実施し、地下水の保全を図るとともに、健康被害の発生を防止する。	地下水環境基準を超えてトリクロロエチレン（有機溶剤）や六価クロム等による汚染が確認されている地区について、浄化対策を行う事業である。□ 昭和63年に中峠地区の一部で、平成2年に東我孫子地区の一部で、平成4年に根戸・台田地区の一部で有機溶剤等による地下水環境基準を超える地下水汚染が確認されている。□ 中峠地区については平成19～21年度で機構解明調査を行い、その結果をもとに23年度に揚水による浄化対策を実施した。東我孫子地区については平成22年度に機構解明調査を行い、23年度から揚水による浄化対策を実施。根戸・台田地区については平成8～13年度で機構解明を行い、14～17年度で浄化対策設備を設置し、16年度から揚水による浄化対策を実施している。
				継続的なメッシュ調査により市内の地下水環境を把握し実態を把握する。	・市内を1kmメッシュに区切ったメッシュ調査を行う。□ ・工場・事業場・埋立て事業箇所周辺において、有害物質の地下浸透状況の調査を行う。□
				幹線道路の道路交通騒音・振動等の調査を行い、環境省令で定める要請限度を超えているかどうか把握する。これは沿道環境を改善するために道路管理者へ要請する上での基礎資料となる。□ また、平成24年度に権限委譲を受けた自動車騒音常時監視事務（面的評価）については、市内幹線道路で2地点実施する。	騒音規制法に基づき、市内の主要幹線道路、国道6号、国道356号（3箇所）、国道356バイパス、県道8号、市道00-022号の5路線7箇所について、毎年1回定点で騒音・振動・交通量の調査を行い監視する。□ 自動車騒音常時監視事務（面的評価）については、市内幹線道路で2地点実施する。
				「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「市埋立て条例」）を適正に執行することにより、土壌汚染を防止する。	土壌汚染を防止するための「市埋立て条例」による許可事務を適正に執行し、無許可埋立て等により土壌汚染が発生するおそれがある場合や、土壌汚染現場を発見した場合に土壌調査を代執行し、市埋立て条例に基づき行為者或いは土地所有者に対し汚染防止措置等を適正に指導する。
				放射能に対する市民の不安を解消し、市民の平穏な生活環境を確保する。	放射線量測定結果などのデータの公表や、放射能全般に関する相談への対応など、総合的な放射能対策を推進する。□ なお、小中学校や公園などの除染作業に係る予算については、平成29年度から手賀沼課（放射能対策室）が一括して計上している。
				公害、環境汚染全般に対する苦情発生源等の調査を行い、指導・規制や相談を行うことにより生活環境の保全をはかる。	市民から公害苦情相談時には以下の対応を行う。□ ①公害苦情相談に応じること②公害苦情の原因・発生源の調査③公害発生源者の講じるべき防止措置への指導・助言④規制に違反している場合は公害発生源者への規制措置⑤当事者間の話し合い、調停⑥関係行政機関との連携、協力の要請⑦申立人への経過の説明である。□ 未然防止のためのパトロールの実施、苦情件数の県への報告を実施している。
				市民が安心して暮らせるまちづくりを行う。	生き物に関する様々な苦情相談に対して正しい情報を提供し、また、解決に向けた助言や解決策を提示することにより、市民の不安を取り除き安心した市民生活を送れるようにする。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
6-3 生活環境 の保全	生活環境の保全 (3/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって良好な自然環境と多様な生態系を保全・創造する。	①鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条・第19条の規定による「有害鳥獣の駆除申請(駆除地域周辺の住民に知らせる必要がある場合)」・「飼養の登録申請」を手賀沼課において受付し、「有害鳥獣の駆除申請」の進達、「飼養の登録」の報告を千葉県に行なう。□ ②傷病鳥獣が持ち込まれ、若しくは、保護者から連絡があった場合に、適切に対応する。□ ③地域猫（特定の飼い主がなく、地域に生息し、その地域の住民の同意のもと適切に管理されている猫）の不妊去勢手術を実施する団体に、手術費用の一部を助成し、良好な生活環境の保全と動物愛護思想の普及を図る。
				不法投棄や野焼きを未然に防止するため、パトロールの強化などにより市民の快適な生活環境を確保する。	不法投棄パトロールの回数を増やし、早期発見・早期回収することで不法投棄を未然に防止する。市民、環境美化推進委員や不法投棄監視委員からの情報及び通報には即応するとともに、投棄現場の地権者には再発防止対策等を促し、不法投棄防止についての協力を求めていく。□ また、産廃については県の管理下にあり、保管場所等で疑わしい場所は大規模な不法投棄に発展しないよう県との連絡を密にし、未然防止を図る。□
				子どもをはじめ歩行者などへの危害を防止し、清潔で安全かつ快適な生活環境を確保する。□	・広報やHPを通し啓発を実施する。□ □ ・ポイ捨てごみの多い場所でのポイ捨てごみ回収□ □
				石けんの利用をとおして、私たちの生活と環境との関わりに関心を持ってもらい、手賀沼浄化など環境改善につなげる。	我孫子市石けん利用推進協議会委員の協力を得ながら、「消費生活展」など各種イベントに参加し、安全な石けん利用推進の啓発を行う。
市民とともにつく る協働によるまち づくり	市民の自主的な公 益活動の推進（1 /2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		自治会の地域住民相互の交流・親睦や地域の課題解決などの取り組みの充実を図る。	自治会活動助成金□ 自治会活動に対し、1世帯3000円の助成金の交付をする。
				地域の活動や交流を促進し、身近な活動拠点を整備するため、自治会集会所の修繕や整備に対し支援する。	自治会集会所整備事業等補助金交付要綱に基づき、自治会から申請された集会所の新設、増築若しくは修繕又は集会所を設置するための借家若しくは集会所用地を確保するための借地に対し補助金を交付する。□ □ 【補助内容】（次の金額を上限とし、補助対象経費の10分の7を補助する）□ ・新築事業15,000千円□ ・増改築事業5,000千円□ ・修繕事業2,000千円□ ・借家事業100千円/月□ ・借地事業200千円/年□ □ なお、湖北地区については、湖北区域における集会所の整備方針に基づき対応していく。
				市民の市民公益活動への理解を広げていくとともに、活動に関心を持つ人や参加する人を増やします。また、市民活動団体に役立つ情報を提供できるよう、市民公益活動に関する情報を収集し、効率よく発信できるよう工夫します。	○市民への情報発信の強化□ ・広報あびこ特集記事の掲載□ ・市内公共施設への市民公益活動PR展示□ ・市ホームページの掲載情報整理□ ○市民活動団体への情報発信の強化□ ・個々の団体情報を発信できる仕組みの検討□ ・市民活動団体と協力した情報発信の仕組みづくり（市民活動団体の情報収集を含む）

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
市民とともにつくる協働によるまちづくり	市民の自主的な公益活動の推進（2／2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市民が培った経験やスキルをまちづくりに活かし、充実したセカンドライフを過ごせるよう、市民団体等とのマッチングや活動に必要な育成の機会を設けて市民公益活動等への参画を促し、市民の力をまちづくりに活かしつつ、参加者の健康寿命延伸を目指す。	○ イベント「市民のチカラまつり」の実施□ 市民と市民団体等とが交流できる企画や講演会などを実施する。□ ○ 若い世代が市民公益活動に関わるきっかけづくり□ ○ 市内の学校との連携
				市民が市民活動中に傷害や賠償責任を負った場合の補償制度を運用することにより、積極的に活動へ参加することができ、また市民活動団体が安心して活動することができる。	我孫子市市民公益活動補償制度実施要綱に基づき、市民活動への参加者の活動中の傷害等（熱中症や食中毒を含む）や、市民団体が第三者に対して損害賠償責任を負うこととなった場合に補償する。□ 対象）傷害：5名以上で構成する市民活動団体/市事業に関わる市民（運営側のみ） 賠償責任：市民活動団体□ 内容）傷害：通院（日額2千円）入院（日額3千円）死亡500万円（熱中症食中毒の場合は300万円）□ 賠償責任：身体賠償 1事故3億円 1名6000万円 限度額□
				市政に関する情報や市の様々な魅力をインターネットなどによって、より多くの方に提供するとともに、利用者の利便性をさらに高める。	市の生活に密着した様々な情報を積極的に提供・発信する。市ホームページは掲載情報の充実を図り、常に最新の状態で更新する。さらに、利用者の方々がより見やすく検索しやすいよう機能の充実を図るとともに、バナー広告を掲載し市の収入源を確保する。□ また、ツイッターやフェイスブックといったSNSを活用した情報発信や、必要な情報を適時提供できるようメール配信を行う。
			市民と市が行政情報などを共有するため、月2回「広報あびこ」を編集・発行する。	市の施策や事業、市民からのお知らせ等の情報を編集し広報あびこを発行する。（月2回：1日・16日）□ 配布は、原則、全世帯とし新聞折込により配布。新聞未購読世帯には申出により宅配を行う。市内公共施設に設置し配布を行う。（各行政サービスセンター・近隣センター・公民館・図書館、アビスタ、市民プラザ等）□ 視覚障害者には、「声の広報」、市内在住外国人には『ニュースレターアビコ』（毎月1回発行）を発行し配布している。□ スマートフォンアプリを活用し「i広報紙」を配信している。□ 広報作成及び新聞店への配送は民間委託。□ 広告掲載を開始する。	
	市政への市民参画の推進（1／4ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない	近隣センターを活動拠点として、地域住民相互のふれあいを促進し、地域のまちづくりの推進を図るため、まちづくり協議会の活動に対し委託を行う。	コミュニティ活動を活性化するために、各区域のまちづくり協議会へ事業委託し、区域に合ったコミュニティ事業を行う。□ 事業内容は、各まちづくり協議会が企画から実施までを区域の特性を活かし行うこととしている。	
			既に整備されている近隣センター11館（我孫子北近隣センターつくし野館含む）及び市民センター1館の施設維持管理を行う。	我孫子市コミュニティ整備計画変更計画書等で整備された施設の利用者が安全・安心、快適に利用できるよう、各施設の耐用年数や運用実態を考慮し、維持管理を行う。また、施設利用者やまちづくり協議会からの要望を全体最適となるよう整理検討し、これに対応する。	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
市民とともにつくる協働によるまちづくり	市政への市民参画の推進（2/4）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市民の文化の向上及び福祉の増進を図る場として施設を管理する。	市民の文化拠点及び交流拠点施設として、効果的な運営を図るため、指定管理者による管理運営を行う。□ 我孫子市民プラザの老朽化した空調設備の更新工事を行う。（和室・会議室1及び2・事務室・市民サロン）□
				地域のコミュニティ活動を活発化するとともに、地域で支え合うしくみづくりをすすめ地域にあったコミュニティを展開する。	地域コミュニティ活性化基本方針に基づき、地域課題に取り組む地域会議を設置し、地域で支え合うしくみを設けるとともに、コミュニティ活動を活性化するため、コミュニティ活動に関する情報発信を充実する。また、地域会議に対応するために、庁内関係課と連携を図り、地域会議の検証を行う。□ なお、「職員研修の実施」事業については、当事業の一環であることからH31から「地域コミュニティ活性化の推進」事業に統合する。□ ○地域会議□ ・設置に至らない地区に対し、地域会議の必要性について説明を行い、設置を促していく。また、既に設置している地区の会議の進め方・あり方、行政の支援などの検証を行う。□ ・我孫子市地域コミュニティ活性化地域会議事務局運営費補助金交付要綱により事務局を支援する。□ ○地域コミュニティにかかる情報発信□ ・コミュニティ活動の事例紹介、地域会議の状況などについて情報発信□ ○庁内関係課との連携、検証
				市民活動団体に活動資金の支援をすることにより、自立して安定した組織運営を図る。	補助金交付を希望する市民活動団体を公募し、補助金等検討委員会の審査を経て交付する。□ ・公募対象：営利を目的としない、市民生活の向上及び市民の利益につながる公益的な活動を行う団体□ 5名以上で構成。活動拠点が市内にあり、市内において活動している団体。（政治、宗教を主たる目的とする団体は除く）□ ・補助対象：報償費/交通費/消耗品及び原材料費/保険料/印刷製本費/備品費等□ ・補助金の範囲：補助対象経費の100分の10から100分の50□ ・補助金等検討委員会：市内のどの団体にも属していない客観的に判断できる人、我孫子市のOBを除く学識経験者・行政経験者の市民5名で構成。
				市民活動ステーション指定管理者が実施する施設運営（市民公益活動支援事業を含む）を監理し、市民のまちづくり活動の活性化を図れるようにする。	○ 指定管理者により施設の管理運営及び市民公益活動支援事業を行う。□ ＜施設＞ 開館時間：9時～21時（第2・4月曜日と年末年始は休館）夜間（17時以降）予約制。□ ・会議スペース（2）、オープンスペース、作業室、印刷機、コピー機、備品ロッカー、メールボックス、パソコン、私書箱。□ ・コミュニティオフィス、掲示板、図書の貸出・閲覧による情報提供。□ ＜市民公益活動支援事業＞□ ・市民公益活動に関する相談（市民活動インターンシップ、子どもを対象としたボランティアNPO体験事業など）、市民公益活動の参加促進（市民のチカラまつり、市民・団体向け講座の実施）、市民公益活動に関する情報発信や交流事業など。
				市政や市民の暮らしに関する最新情報を提供するため、暮らしの便利帳を作成し市ホームページに掲載する。	市民や転入者などに市政情報を提供するため、市の行政サービスや公共施設の利用案内などをまとめた「暮らしの便利帳」を作成し、市ホームページに掲載する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
市民とともにつく る協働によるまち づくり	市政への市民参画 の推進（3/4 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		報道機関へ適切に情報提供を行うことにより、広く市民に市政への関心と参加を促し、市内外へ市の施策などをアピールする。	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見の実施、会見内容や日程などの連絡調整、資料の送付口 ・柏記者クラブや他の報道機関への議会資料などの送付口 ・行事予定表の調整と送付口 ・訃報の連絡口 ・新聞、テレビの広告掲載
				自治会や各種団体からの市政に対する要望に応えることで、団体等が抱える課題等の解決を図るとともに市政の改善にもつながる。	自治会や各種団体からの市政に対する要望書や陳情書のうち、要望等の内容が複数の部署に関係するものを受け付ける。□ 受け付けた要望書や陳情書に対して、関係部署と調整のうえ文書回答を行ったり、市長や担当職員との懇談会を開催し、詳しい説明や意見交換を行う。
				インターネットを活用したアンケート方式のeモニターを導入し、より多くの市民の意見を取り入れ、施策に反映させる。	パソコンや携帯電話から登録してもらい、インターネットを利用して、アンケート調査を行うシステムで、□ 普段中々意見を聞くことができない市民の声をリアルタイムで収集し、施策に反映することができる。□ アンケートに対して一定の回答率のあるモニターへの謝礼を予定している。
				全庁統一的なルールでパブリックコメントを行うことにより、市民の市政への参画機会と政策形成過程の公正を確保する。□ また、重要施策の策定に際し、広く意見を求め施策に反映させる。	条例の制定改廃その他市の基本的施策の策定過程において、当該施策の案をホームページへの掲載や行政サービスセンター等での閲覧などの方法により広く一般に公表し、当該施策等に対する意見の提出を求める。提出された意見を考慮し、施策に反映させるとともに、提出された意見の概要と当該意見に対する市の考え方を案の公表と同様の方法により公表する。
				市長が市民と直接意見交換を行うことにより、市民との相互理解を図り市民ニーズを把握して市政の改善や将来の施策に反映させることを目的とする。	市政ふれあい懇談会の共通テーマや地域の課題等について、市長が直接市民と意見交換を行う。聴取した意見等を市政の改善や将来の施策に反映させるとともに、ホームページで公表して広く情報提供し市政への理解と周知を図る。
				市民からの市政に対しての意見、要望、提言等を広く聴き、市民ニーズを把握し、市政への改善や将来の施策に反映させる。	市内37カ所に配置の市政への手紙や市のホームページを利用して、市民から市政への意見や要望等を聴取し、市政の改善や施策の参考として反映させる。また寄せられた市政への意見や要望等については対応等を差出人に回答する。
				情報公開の一環として、市が保有する情報を積極的に提供し、市民と市との情報の共有化を図る。	我孫子市史、各種計画書、予算書、調査書などの行政資料を適宜配架し、いつでも市民等が自由に閲覧することができるようにする。□ 市史、予算書、各種計画書等有償刊行物の販売を行う。□ 新聞から市政運営に参考となる情報を収集する。
				情報公開条例を適正に運用し、市民が必要とする市政情報を公開することにより、市民の知る権利を確保し、市民と市との情報の共有化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例に基づく公開請求の受付及び公開の実施。□ ・審議会等の会議の開催のお知らせ、会議録の公表。□ ・我孫子市情報公開・個人情報保護審査会の運営。□ ・自治会からの陳情・要望、これらに対する市の回答の取りまとめ及び公表。□ ・公職にある者からの要望等の取りまとめ。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
市民とともにつく る協働によるまち づくり	市政への市民参画 の推進（4 / 4 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		統計法に基づき実施される統計調査において、重複、脱漏等を防ぎ、調査結果の正確性を確保することによって、国、県、市の計画、施策等の立案の基礎資料として資するために行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が開催する説明会に出席し、統計調査の内容を把握する。□ ・ 県から通知された統計調査員数を選考し、県に対して推薦事務を行う。□ ・ 統計調査員に対して当該統計調査の活動内容を説明するとともに、送付された調査用品を仕訳し、調査員 に配布する。□ ・ 調査期間中、調査員、調査活動における監督、指導を行う。□ ・ 提出された調査票の審査及び整理を行い、指定された期日に県に提出する。□
				県内に常住する人口の動態、年齢別及び町丁字別の人口を明らかにし、各種行政施策の基礎資料とする。	市町村における人口、世帯数、調査期日以前1月間における出生者数及び死亡者数、調査期日以前1月間における転入者数及び転出者数、年齢別、町丁字別の人口を毎月県に報告する。
				我孫子市の人口・産業・社会福祉・教育・文化などの広範な分野にわたる基本的な統計データを市民と市が共有する。	国や県が実施する国勢調査、事業所・企業統計調査、農林業センサス、工業統計調査、千葉県毎月常住人口調査などで得られたデータや民間企業が所有する我孫子市に関する基本的なデータを収集し、市ホームページへの掲載及び統計書の作成。
効率的・効果的な 行財政運営の推進	効率的・効果的な 行政運営の推進 （1 / 7ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		基本構想及び基本計画、実施計画を策定し、適切に進行管理することにより、事業の確実な実施を確保し、構想・計画に掲げる施策の目的を実現する。	上位計画である基本構想や基本計画に合わせて、また、市を取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、3年スパンの事業レベルの計画である実施計画の進行管理を行う。（第10期実施計画は、令和2・3年の2年）計画に位置づけられた事業に計画変更の必要が生じた場合は、事業を確実に実施することができるよう、所管部局と調整して実施計画を変更する。□ 新たに実施する必要がある事業については、事業の必要性や緊急性を精査し、必要に応じて実施計画に新たに位置づける。□ 年度当初に市長が進行管理を行う指定事務事業を定め、当該事業の所管部局長は、10月に中間報告を行うとともに、事業の執行に問題があれば直ちに問題点対応報告を提出し、翌年度に事後評価を行う。□ 令和4年度を開始年度とする第四次総合計画を策定する。
				一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成や、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を図るため。	平成27年度に策定した本市の人口の現状と将来の展望を提示する「我孫子市人口ビジョン」と今後7か年（当初5か年+延長2年）の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「我孫子市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、施策ごとの重要業績評価指標（KPI）の検証を行い、適宜総合戦略の見直しを行っていく。
				所管ごとに縦割りで管理してきた公共施設を包括管理することにより経費の削減及び事務の効率化を図る。また、巡回サービスによる点検結果や中短期計画書を活用し、効果的な予防保全を行い、施設機能の維持や利用者の安心安全で快適な利用につながるよう施設管理の適正化に努める。	公共施設の包括管理業務委託を行う。□ 業務内容は、次のとおり。□ <ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設の設備点検業務□ ・ 巡回点検業務□ ・ 中短期修繕計画作成□ ・ 施設・設備の劣化状況等の施設保全台帳システムへの入力データ作成業務
				公用車を常に良好な状態で使用できるよう車両維持管理の徹底を図るとともに、効率的な活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車の効率的な活用を図るため、施設管理課で事前予約車・部所管の公用車と合わせて、公用車全体の有効活用を図る。なお、予約・利用状況はグループウェア上で利用状況を確認し空車を探して、事前予約車申請書を施設管理課へ提出の上、承認後使用する。□ ・ 給油カードを活用して、燃料費（時価）の削減を図っていく。□ ・ 事故抑止に向けた講習会等を実施し、安全運転技術の向上を図っていく。□ ・ 環境に配慮した低公害車の購入を進めていく。□

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
効率的・効果的な 行財政運営の推進	効率的・効果的な 行政運営の推進 （2/7ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		・公有財産の有効活用及び財産等を適正に維持管理する。□ ・市有地（利用目的のない普通財産）の売却を行う。	・市が所有する普通財産（利用目的のない財産）等の適正管理と売却や活用。□ ・庁舎周辺及び市有地管理（草刈り、樹木の剪定など）を委託等により適正に行う。□ ・庁用共用封筒の購入など。
				市有建築物の工事監督に携わり、契約の適正な履行を確保する。	市有建築物の工事に携わり、工事工程の管理、施工状況の立会い確認等により、契約の適正な履行を確保する。
				建築物の機能、形態及び工事費等を設計段階で指導することにより、市有建築物として質の高い設計を完成させる。	市有建築物の設計段階に参加し、技術的なサポートや設計者への指導を行なうことにより、質の高い設計を完成させ、適切な工事費の算出を行う。
				市有建築物の安全性を確保するとともに、予防保全や長寿命化にむけた必要な修繕工事を行い、施設機能の向上を図るとともに、維持管理コスト削減につなげていく。	・公共施設情報の一元管理□ 各施設のエネルギー情報、工事履歴情報、公共施設包括管理業務等で得た巡回点検や定期点検情報を公共施設保全台帳システムへ入力を行い、公共施設情報の一元管理を図る。□ ・市有建築物の保全□ 公共施設保全計画を活用し、老朽化や経年劣化等の改善を計画的に指導し、施設の長寿命化などに努める。□ □
				来庁者及び職員が庁舎を安全かつ快適に利用できる庁舎の環境整備を行う。	・庁舎の光熱水費の支払、建物の損害保険、庁舎内設備機器の保守点検管理、庁内の清掃及び警備、電話交換業務、庁舎の維持補修など庁舎全般の維持管理を行う。□ ・来庁者、職員駐車場の確保及び管理。□ ・庁舎維持消耗品（トイレトーパー、蛍光灯等）購入など。□ ・庁舎等にLED照明などを導入し省エネルギー化を行う。
				庁舎及び出先機関に設置したIP電話システムの適正な管理と運用を行う。	庁内LAN網を利用した電話通信としてIP電話システムを設置し、適正な管理と安定した運用を行う。
				少子高齢化の進行、財政の逼迫等、厳しい社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政システムの構築を目的とする。	市の基本構想に定められた「効率的で効果的な行政運営」の基本的な取り組みのもとに、総務省から地方行政サービス改革の推進の主要事項として挙げられている事項を中心に次の6つを取り組みの主要事項として取り上げた「第4次行政改革推進プラン」を着実に実行する。なお、「第4次行政改革推進プラン」は令和2年度までの計画期間としていたが、令和4年度からスタートする次期総合計画に定める行政運営の方向性と一致させることが必要であること、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各改革項目の検討、実施、検証に支障が生じていることから、現プランに掲げた取り組みの基本的な考え方を継続しつつ計画期間を令和3年度まで延長した。令和3年度は主要事項の1つとして取り上げているICTを活用した業務の見直しとして、AI文字起こしによる筆耕翻訳の有償実験を行い、行政改革推進委員会の会議概要作成を発端に、全庁への展開を図り、各種審議会等の議事録等作成事務の効率化や各課の筆耕翻訳料の節減を目指す。
				事務効率、市民サービスの向上につながる事務改善案の提案を職員に奨励することで、職員の意識向上、職場の活性化を図るとともに、採用提案を実施することでサービスの向上と行政の効率化を進める。	・職員（臨時職員、会計年度任用職員を含む、）から、①事務能率の向上②市民サービスの向上③経費の削減④収入の増加⑤職場及び労働環境の改善に関する提案を募集し、採用された提案を実施する。□ ・採用された提案の提案者のうち、優れた提案に対しては年度表彰を行う。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
効率的・効果的な 行財政運営の推進	効率的・効果的な 行政運営の推進 （3/7ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		民間からの提案に基づき委託化・民営化を推進。官 民の役割分担を根本的に見直し、充実した公共 サービスの提供とスリムで効率的な市役所の実現 を目指す。	市の全事務事業を例外なく公表し、民間の視点で市の仕事を見直してもらい、企業・NPO・市民 団体等から委託・民営化の提案を募集する。募集する提案は民間の創意工夫やアイデアを盛り込ん だ提案とし、サービスの質やコストの面で市民にとってプラスになると判断したものは、委託・民 営化を実施する。□ 国では、民間提案制度の一層の普及に向けた検討を進めていることから、国の動向を見極めなが ら、提案型公共サービス民営化制度の見直しを行った後に、提案募集を開始していく。
				IT化に対応した業務改革を推進できる人材を育 成する。	パソコン等のIT機器、ネットワーク活用、システムの運用、情報モラル等についての研修会を実 施する。
				効率的な庁内ICTインフラを整備し、セキュリ ティ対策の実施により市の情報資産を脅威から守 る。	・コンピュータウイルスや不正侵入などの脅威からサーバ、パソコンを守るために、ウイルス対 策、セキュリティパッチ適用ソフトウェア等を定期的に更新し、維持管理を行う。□ ・二要素認証、自動暗号化、データ持出制御を実施する。□ ・効率的でセキュリティ性能の高い庁内ネットワークを整備、運用する。□ ・情報資産保全対策について、社会情勢、実際の運用に則した見直しを行う。□ ・セキュリティ対策が有効に作用しているか検証（監査）を行い、セキュリティレベルの向上を図 る。□
				国から示されたデジタル・ガバメント実行計画に 基づき、利用者中心の行政サービス及び行政サー ビスや行政データ連携の推進を図るため、業務改 革の検討を行う。	IT新戦略「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、以下のデ ジタル改革を推進及び研究を行う。□ □ ・デジタル技術を徹底的に活用したデジタル改革の基盤整備に向けての研究□ ・オープンデータの推進□ ・クラウド導入の促進□ ・官民協働による手続きコストの削減□ ・データ流通環境の整備の検討□ ・庁内窓口におけるキャッシュレス決済の研究□ ・県が策定予定である「官民データ活用推進基本計画」に基づき、市における同計画の策定に向け ての研究
				住民票の交付申請や税の申告など各種行政手続や 市の情報発信などを、インターネットを利用する ことにより、誰でも、いつでも簡単に行えるよう にし、市民サービスの向上を図る。□	県および県内市町村との共同利用である電子申請システム・施設予約システムを活用し、各種の行 政手続の電子化を進め利便性を高める。□
				社会保障・税番号制度において平成28年1月から 個人番号の利用が開始されることとなっている。 番号制度の運用開始にむけて、番号制度に対応し たシステムの整備および機器を導入する。また、 運用開始後は、システムの安定稼働を図る。	・平成29年1月 国の機関における情報提供ネットワークシステムでの連携開始、マイポータルの 運用開始□ ・平成29年7月 地方公共団体における情報提供ネットワークシステムでの連携開始□ スケジュールにあわせたシステムの整備や機器の導入□ ・自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化□ ・マイナポータルを活用した子育て関連サービスの手続きに対応する電子申請システム関連の整備

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
効率的・効果的な 行財政運営の推進	効率的・効果的な 行政運営の推進 （4/7ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		効率的な市内ICTインフラを整備し、セキュリティ対策の実施により市の情報資産を脅威から守る。	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータウイルスや不正侵入などの脅威からサーバ、パソコンを守るために、ウイルス対策、セキュリティパッチ適用ソフトウェア等を定期的に更新し、維持管理を行う。□ ・二要素認証、自動暗号化、データ持出制御を実施する。□ ・効率的でセキュリティ性能の高い市内ネットワークを整備、運用する。□ ・情報資産保全対策について、社会情勢、実際の運用に則した見直しを行う。□ ・セキュリティ対策が有効に作用しているか検証（監査）を行い、セキュリティレベルの向上を図る。□
				従来運用を行っていた基幹系業務や住基ネット・交付機等サーバー系システムの中で電算システム包括委託業務に含まれるものについて、事業者から提供されるサービスをモニタリングし、サービス水準の維持・向上に努める。また、その他のシステムについては運用保守を行い、システムの安定稼働を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・電算システム包括委託業務によって事業者から提供されるサービスのモニタリングを実施する。□ ・処理依頼など、担当課から事業者への依頼について、とりまとめを行う。□ ・担当課が円滑に運用を行えるようサポートし、事業者との連絡調整役を行う。□ ・翌年度以降包括委託業務の対象となるシステムについて、事業者と調整を図る。□ ・包括委託業務に含まれないシステムについて、資源の管理や運用保守を行う。□ ・LGWAN(行政間ネットワーク)機器の管理運用を行う。
				事務処理誤りの発生を防止するため、対応方針を定め、個別事例における防止策を検討・実施し、リスク□ マネジメントを推進する。	事務処理誤りの発生を防止するため、業務を執行する上でのリスクを識別・評価し、対応策を講じることによって適正な執行を確保する。組織として、予めリスクがあることを前提に法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行する。具体的には、事務を「見える化」することにより、事前に不祥事や事務ミスを予防できる仕組みをつくり、組織全体で取り組んでいくために、「作業一覧表」「業務全体フロー図」「リスク評価シート」を作成し、各所属における自己評価とあわせて関係する所属による評価を行う。
				市職員として必要となる基本的知識や、市が取り組んでいる重要課題等の習得・理解を図る。また管理職としての立場など階層に応じた研修を実施し、地方分権を担う職員を養成する。職務上必要な専門的な知識と技術を、派遣先の研修機関で集中的に学び職務に活かす。	<p>○階層別研修【新規採用職員研修（前期、後期）・法制執務研修（2、3年目）・政策法務研修（4年目）・業務改善研修（5年目）・ディベート研修（主任）・主査長研修・新任管理職研修・人事評価研修（新任評定者）・メンタルヘルス研修（新規採用職員）・市内現地視察研修・主任研修・サービスに関する研修】□</p> <p>○専門研修・特別研修【行政対象暴力講習会・クレーム対応力強化研修・救命講習会・実務研修（障害福祉に関する研修）・男女共同参画研修・ファシリティマネジメント研修・防火管理者講習会・メンタルヘルス研修・ファシリテーション研修・交通安全運転研修・サイバーセキュリティに関する研修・特定個人情報取扱いに関する研修・eラーニング専門研修（情報セキュリティ等）・eラーニング専門研修（情報連携・個人情報保護等）・新規採用職員育成担当者研修・働き方改革研修】□</p> <p>○派遣研修【・管理職研修（自治研修センター）・自治研修センターへの派遣・市町村アカデミーへの派遣□ ・総務省自治大学校への派遣・日本経営協会行政管理講座の受講・国、県、市外機関などへの派遣・その他専門研修機関への派遣】</p>
			意欲と能力のある職員を管理職に登用し、行政需要に適応した組織をつくる	<p>今年度実施する試験の実施要領を定める。□</p> <p>実施要領に基づき試験を実施する。□</p> <p>最終合格者を職種毎に管理職昇格資格者名簿に登載する。□</p> <p>女性管理職の登用を積極的に進める。</p>	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
効率的・効果的な 行財政運営の推進	効率的・効果的な 行政運営の推進 （5／7ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		職員の能力、知識、職務上の実績等を把握評価し任用昇給等に生かし組織全体の能率を高める。	目標設定・実績評価記録表及びチャレンジ目標設定記録表の作成を各課に周知する。□ 作成された記録表に基づき、中間評価及び年度評価を実施するようその時期ごとに周知する。□ それぞれの結果の提出を取りまとめ、人材育成・処遇・配置等に活用していく。
				若い世代の定住化の促進や、交流人口の増加、財政基盤の安定化などの重要施策を効果的・総合的に推進するための方策を検討、調整するため。	若い世代の定住化の促進や、交流人口の拡大、財政基盤の安定化などに係る次の重要施策を効果的かつ総合的に推進するための方策を検討・調整するため、市長、副市長、総務部長、企画財政部長、環境経済部長、都市部長の6名で構成する当会議を、関係部局と連携・調整しながら開催し、会議概要を作成する。□ ・産業の振興に関すること。□ ・土地利用に関すること。□ ・重要な都市基盤の整備に関すること。□ ・財源の確保に関すること。□ ・その他市長が必要があると認めた事項に関すること。
				議会における一般質問への対応や施政方針演説を通じて、政策を分かりやすく説明する。	年4回開催する市議会定例会において、議員の質問要旨に基づき、質問を担当部局に割り振って、答弁書案を作成してもらう。□ 市長、副市長、企画財政部長、総務部長、担当部局の部課長による議会答弁検討会を開催し、担当部局の答弁書案をもとに答弁書の調整を行う。□ また、各議会の閉会后には、議会答弁に係る進行管理を行い、議会で答弁した内容が着実に実行されているかを管理する。□ 市長が3月議会で表明する新年度の施政方針や、6月・9月・12月の定例会市議会で報告する一般報告の内容について、庁内各課から提出された報告内容をもとに、市長・副市長と協議しながら取りまとめる。□ 議会での演説後は、ホームページを活用して市民へ周知する。
				市長が、新年度に市が取り組む政策や事業などを施政方針として3月議会で表明するとともに、6月、9月、12月の定例会市議会にその進捗状況やその他主要な市政の状況を報告して、市議会・市民・職員との情報の共有を図り、協働のまちづくりを推進するため。	市長が3月議会で表明する新年度の施政方針や、6月、9月、12月の定例会市議会で報告する一般報告、5月と11月の市政ふれあい懇談会共通項目の内容について、庁内各課から提出された報告内容をもとに、市長・副市長と協議しながら取りまとめる。
				行政運営の基本方針や重要施策、条例などの重要事項の決定や、各部局間相互の総合調整を図るため。	行政運営の基本方針や重要施策、条例などの重要事項の決定や、各部局間相互の総合調整を図るため、市長、副市長、教育長、水道事業管理者と各部局長で構成する庁議を開催する。□ 原則として、議会のある月を除いて毎月2回開催し、庁議終了後は、報告書を作成し、市のホームページに掲載する。□ また、庁議の円滑な運営を図るため、庁議開催前に、市長、副市長、総務部長、企画財政部長で構成する庁議調整会議を開催して、庁議付議事項の内容について調整する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
効率的・効果的な 行財政運営の推進	効率的・効果的な 行政運営の推進 （6/7ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		総合計画、分野別基本計画等に沿って実施する施策及び事務事業について、達成目標及び成果を明確にし、組織目標及び個人目標と連動させ、その評価結果を予算編成、人員配置、組織編成、事務事業の改善、人事考課等に活用することにより、本市における行政経営の効果的かつ効率的な推進を図るため。	総合計画や分野別計画などに沿って実施する施策や事務事業について、達成目標や成果を明確にし、組織目標と個人目標と連動させ、その評価結果を予算編成や、人員配置、組織編成、事務事業の改善、人事考課などに活用することにより、行政経営の効果的かつ効率的な推進を図る。□ 毎年、各部署長が作成した新年度の部の運営方針について理事者協議を行い決定した部の運営方針に基づいて、各課長が課の目標の設定をする。各部課長は、前年度の部の運営方針と課の目標設定について事後評価を行い、事前と事後の内容を公表する。□ また、毎年、担当部署長が施策と事務事業の事前評価と事後評価を行い、事前と事後の内容を公表する。施策と事務事業の事後評価の公表にあたっては、その改善策について庁議で決定する。□ さらに、令和4年度から開始する第四次総合計画にあわせ、新たな手法による行政評価を検討する。
				湖北台地区の老朽化した公共施設について、機能を集約し施設を複合化して、より効率的・効果的に整備・運営するとともに、安全で利用しやすい施設にするため。	平成30年度に策定した「湖北台地区公共施設（第1期整備）の整備方針」に基づき、「公共施設等総合管理計画」や各施設の整備計画等と整合性を図りながら、各施設の所管課にて整備を進める。
				高野山新田地区利用構想に基づき、同地区の地域活性化施策を推進するため、庁内各課や民間事業者との調整を行い、連携を図る。	平成29年度に策定した高野山新田地区土地利用構想に基づき、同地区の地域活性化事業を推進する。具体的には、関係課会議を開催して、関係各課の事業に関する情報共有と調整を行いつつ、全体の進行管理を行う。
				各市との共通課題、広域的な課題に対し、市民サービスの向上との効率的・効果的な行政運営を図るため、近隣自治体間での公共施設相互利用を推進する。	柏市、取手市、印西市、利根町との各協議会において、まちづくりに関する情報交換、調査・研究、国県の諸計画に関する調整等を行う。□ また、市民サービスの向上に向けて、近隣自治体間で公共施設の相互利用について引き続き推進する。□ 現在実施している公共施設の相互利用□ ①柏市、流山市との住民票などの共同発行事業□ ②取手市との体育施設・図書館施設の相互利用□ ③利根町との図書館施設の相互利用□
				市の住みよいまちづくりのため、街づくりの施策の推進と地域の課題に関して連携協力し、大学においては有能な人材の育成を、企業においては地域の活性化及び市民サービスの向上を図る。	・協定を締結している大学（川村学園女子大学・中央学院大学・聖徳大学並びに聖徳大学短期大学部）とは、それぞれ設置している相互連携会議等において、既に実施している連携事業の進捗状況を確認するとともに、新たに連携する事業について検討協議を行う。□ ・庁内において大学連携調査を実施し、現状の把握を行う。□ ・新たに連携を検討する大学・企業については、相手方の大学・企業と庁内各課との調整を図りながら、連携協定締結を行い、連携事業の推進を図る。□
				共通課題を有する都市との課題に対応し、市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を進める。	都市間交流について、庁内の他自治体との取り組み状況を調査し、調査結果を検証をした上で、広域連携で行っている事業を推進し検証していく。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
	効率的・効果的な 行政運営の推進 （7/7ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		柏市、流山市とともにウイングホール柏斎場と平成26年度から指定管理者制度を導入した障害者支援施設「みどり園」について、効率的、効果的な行政運営を行う。	我孫子市、柏市、流山市の3市の行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置した東葛中部地区総合開発事務組合の構成団体として負担金を支払うとともに、同組合が運営する「ウイングホール柏斎場」と平成26年度から指定管理者制度を導入した障害者支援施設「みどり園」のモニタリングを含め、同組合の運営全般について、市民サービスの向上や効率的で効果的な運営などの視点から、主管者会議等で調整を進めていく。
				東葛6市（松戸市・柏市・野田市・流山市・鎌ヶ谷市・我孫子市）の共通課題、広域的な課題に対応し、市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を進める。	東葛6市の広域的な共通課題を確認し、その解決に向けた取り組みの検討を行う。□ ①広域行政の充実に関する要請への対応□ ②広域連携に係る計画等の検討□ ③6市のまちづくりについての情報交換□ □
効率的・効果的な 行財政運営の推進	健全で安定した財 政運営（1/3 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		財政の健全性を確保しつつ、地域住民の多種多様な行政需要に的確に応えていくためには、常に既存の事務事業、既定経費等についての検討を加える必要がある。そのため、決算に係る様々な分析、資料をもとに財政状況の正確な把握と的確な分析を行っていく。	・「地方財政状況調査表（決算統計）」作成□ ・「歳入歳出決算書・事項別明細書」作成□ ・「一般会計及び特別会計に関する決算説明資料」作成□ ・決算に係る議会資料作成□ ・決算統計に係る各種調査、決算分析□ ・健全化判断比率、資金不足比率算出
				債務負担行為は地方自治法第214条に定められており、予算を構成する一部である。会計年度独立の原則など経費支出に関する原則に直接拘束を受けることがない分、自由裁量性の範囲が広くこれを無制限に認めると、予算統制が機能しなくなるおそれがあることから、計画的に債務負担行為を設定していく。	・債務負担行為の設定、債務負担行為設定見積書の集計、整理（我孫子市財務規則第10条1項4号関係）□ ・債務負担行為関係予算整理簿の作成（我孫子市財務規則第66条1項2号関係）□ ・債務負担行為台帳の作成（我孫子市財務規則第309条1項2号関係）□ ・債務負担行為支出予定額の算出と支払予定表の作成□ ・債務負担行為の予算書への記載、債務負担行為の調書の作成□ ・債務負担行為を設定している「公社委託財産取得等事業」の委託等用地取得費の支払い
				効率的な財政運営を図るため、所管部課と連携しながらスムーズな事務処理を行う。また、効果的な財政運営を行うため、各種会議へ参加し、他団体との意思疎通を図る。	北千葉広域水道企業団実務担当課長等会議へ出席する。□ 北千葉広域水道企業団へ補助金・負担金・出資金を支出する。□ 水道局へ児童手当負担金を支出する。□ 指定金融機関及び収納代理金融機関と連絡調整を図る。□ 金融機関の万が一の破綻に備え、その情報収集を行う。□ 公社・公営企業との連絡調整を行う。□ 国・県からの調査の回答を迅速かつ正確に行う。□ 現行基幹システムの契約期間満了に伴い、新たな財務会計システムを導入する。
				統一的な基準による財務書類等を作成することにより、数値の精緻化などが図られ、これまで以上に市民や議会などに対して説明責任を履行することができるようになる。	統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう国から要請があったことから、平成29年度から複式簿記を前提とした統一的な基準による財務書類等を作成するとともに、将来的には予算編成等に活用できるようにする。□ □ ※総務大臣通知（平成27年1月23日付け総財務第14号「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」）

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
効率的・効果的な 行政運営の推進	健全で安定した財 政運営（2/3 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		客観的な指標で外部委員が審査することにより、適切かつ公平な補助金の配分を実現するため。	補助金に関して、5人で構成される補助金等検討委員会により、「我孫子市補助金等交付基準」に基づいた選定・順位付けを行う。既得権を生じさせないために、継続申請に関しても判定を行う。原則交付すべきでないと考えられた団体に対しては、申し出により公開ヒアリングを設け、当該団体が説明する機会を設けることができる。検討委員の評価を尊重して、市長が交付・不交付を決定する。市議会に予算案の一部として上程され、最終決定する。財政課は、委員の選定に始まり、調書の取りまとめ、資料・通知を作成するなど、検討会の運営事務全般を行う。
				歳入の拡大が見込めない中、限られた財源で多様化している市民ニーズに的確に対応すべく、最小の経費で最大の効果を上げるため効率的かつ効果的な予算の編成と執行を行う。	・当初予算、補正予算の編成と予算書の作成□ ・流用、予備費充用など予算の執行管理□ ・継続費、繰越明許など予算の繰越事務
				広報（年6回以上）やホームページを通じて、当初予算の編成状況や執行状況、決算の状況、貸借対照表をはじめとする財務諸表などの財政情報を提供する。	当初予算や決算の状況、地方自治法で義務づけられている上半期及び下半期の執行状況、ホームページへ随時掲載する財政分析資料、財政白書を公表する。□ また、より分かりやすい内容となるよう適宜見直しを行う。
				中長期的な財政収支の見通しを立て財政運営の健全性を確保するとともに、予算編成や基本計画・実施計画における施策や事業の位置付けと選択を行う際の指針とする。	中期財政計画については、経済状況や国の制度改正などを勘案し、決算状況や実施計画の執行状況などを踏まえて策定し、中期的な財政収支の見直しを行う。
				ふるさと納税制度を推進することにより、寄附金の増加を図り税外収入のより一層の確保に努める。	ふるさと納税により我孫子市を応援してくれる納税者が増加するよう、ふるさと納税を支援する複数の事業者の業務一括代行制度を活用し、寄附金の申し込みや納付手続きがしやすくなるようにする。また、寄附者に対するお礼の品として我孫子市特産品を活用し、地元特産品のPRを図る。さらに、ふるさと納税による寄附の使い道を明確にし、市ホームページなどで周知する。
				弾力的な財政運営を図るため、財政調整基金及び減債基金や各種特定目的基金において、中長期計画と連動させた計画的な基金残高の確保と各基金所管課及び会計課と円滑な調整を図りながら適正な基金管理と安全かつ有利な運用を行う。	基金は、自治法241条に基づき条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設けられる資金である。現在、一般会計で管理する基金として財政調整基金、減債基金など計16基金、特別会計で管理する基金として計2基金がある。この基金は、財務規則第294条に基づき財産管理者(所属部長)が管理している。また、資金運用においては、会計管理者(会計課)が財産管理者と調整を図りながら安全かつ有利な運用を行っている。従って財政課は、所管基金としての財政調整基金及び減債基金の管理とその他の特定目的基金における管理と運用にあたって、各所管課及び会計課との調整を行っている。
				公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、資金を外部から調達する。	・地方債の発行（起債同意申請・借入事務）□ ・地方債の償還（元利金の支払い事務）□ ・地方債の管理（計画的な発行及び償還事務）□ ・住民参加型市場公募債の発行の検討□ ※市債の発行は、後年度の公債費の負担を伴うものであるから、抑制的な目標設定が必要になる。平成31年度は、引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下とすることを目標とする。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
効率的・効果的な 行財政運営の推進	健全で安定した財 政運営（3 / 3 ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		地方自治法、地方財政法及び地方交付税法の規定に基づき保障され、地方の固有財源である地方交付税額の算定について、正確かつ迅速（提出期限内）に行う。	一般財源である地方交付税を確保するため、交付額を適切に算定し、県に地方交付税の基礎となる数値を回答・報告する。□ ＜事業概要＞□ ・根拠制度：地方自治法、地方財政法、地方交付税法□ ・役割：国が全国の市町村へ一定の合理的な基準によって国税5税を再配分するため、算定の基礎となる数値を間違いなく、期限内に回答しなければならない。□ ・方法：県からの照会により、各所管課に照会し、調査回答を調製の上、県に提出する。
				特定の市民が利益を受ける特定のサービスについて、受益者と非受益者間の公費（税）負担の公平性、公正性を確保する。また、サービスに係る公費（コスト）の一部負担を求めることにより、公費支出の軽減を図り、より適切な財源配分を行う。	受益者負担のあり方に関する市の基本的考え方を明らかにした、「受益者負担のあり方に関する基本方針（平成29年4月改訂）」に基づき、行政サービスにかかる原価計算を実施する。□ その中で、基本方針に基づき、適正な負担を担保するための料金の改定を行っていく。
				公租公課の徴収率の向上と滞納額の縮減を図るとともに、期限内納付者との公平性を保ち安定した歳入を維持するために、公金徴収一元化を実施する。	所管課からの移管を受け、滞納処分を執行し期限内納付者との公平性を保ち、財政運営を維持する。□
				市税収納の適正な管理□ 現年課税分等の未納者への督促	市税収納に関する適正な管理と、現年分の未納者に対し、督促状を送付して収納率の向上を図る。□ □ □ □
				滞納市税を徴収する。	催告書の発送や滞納処分を実施。納付相談・差押・執行停止処分等により、徴収率の維持・向上を図る。□
				「公共施設等総合管理計画」の基本方針に沿った公共施設等の最適な配置と適正な管理を推進します。	○公共施設等総合管理計画の進行管理□ ・公共施設等総合管理計画の改定□ ・基本的な方針に沿った施設整備の調整□ ・庁内職員研修会の開催
戦略的なシティプロモーション	シティプロモーションの推進	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市のイメージアップや認知度の向上、情報に接触する機会を増やし、交流人口の拡大や移住定住を促進するためシティプロモーション事業を展開し、選ばれるまちを目指す。	手賀沼の豊かな自然環境やイベント、子育て支援などの施策をラジオなどのメディア、観光や商業施設などを活用し、東京圏（東京・千葉・埼玉・神奈川）と茨城県を中心としたエリアでのプロモーション事業を展開する。また、市民から動画や写真を募集し、ホームページでSNSで活用するなど市民と一緒に情報発信を行う。□